

『多子世帯の授業料無償化制度』を希望する方へ

正しく審査するために、
生計維持者の扶養人数を改めて確認してください

『実際の子どもの人数』と『マイナンバー情報(税情報)』が相違しており、**適用されないケースが多発しています!!**

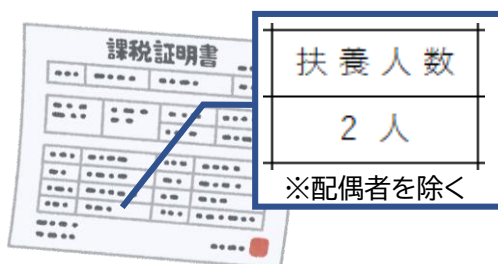
あらかじめ課税証明書やマイナポータルで扶養人数を確認することを**強く推奨します。**

◦相違した人数が表示されたら… (原因:確定申告や年末調整で正しく申告していなかった等)
→**「税の更正」をおこなうことで実態に則した人数で審査されます**
(手続き方法は奨学金担当にお問い合わせください)

実際の子どもの
人数



証明書記載の人数
(審査される人数)



『税の更正』をし、
再判定しないと
適用されません!

生計維持者が一名の方は確認してください

審査期間以降に**離婚や死別によって生計維持者が一名となった方**は、所定の手続きをしないと適用されない場合があります。

離婚や死別により、生計維持者として申請しない者が子どもを扶養している場合、**この制度は適用されません。**

生計維持者として申請する者が**子どもを養っている実態を確認できる書類**を提出する必要があります。(手続き方法は奨学金担当にお問い合わせください)

現在の家族構成

生計維持者は母のみ

離婚



審査時の扶養者

扶養していたのは父



税情報上は父の
扶養であるため、
適用されません!